法規的告示

○内閣府告示第百十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定め、告示の日から施行する。

令和七年八月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　添加物	第２　添加物
Ａ～Ｃ　（略）	Ａ～Ｃ　（略）
Ｄ　成分規格・保存基準各条	Ｄ　成分規格・保存基準各条
成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。	成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。
添加物が組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。当該安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。	添加物が組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。当該安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。
（略）	（略）
ゴム	ゴム
Rubber	Rubber
Natural Rubber	Natural Rubber
カウチョック	カウチョック
定　義　本品は、パラゴムノキ（*Hevea brasiliensis*（Willd. ex A. Juss.）Müll. Arg.）の分泌液から得られた、ポリイソプレンを主成分とするものである。ただし、パラゴムノキの分泌液を分解して得られた、ポリイソプレンを主成分とするものを除く。	定　義　本品は、パラゴムノキ（*Hevea brasiliensis*（Willd. ex A. Juss.）Müll. Arg.）の分泌液から得られた、ポリイソプレンを主成分とするものである。ただし、低分子ゴム（パラゴムノキの分泌液を分解して得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。）を除く。
（略）	（略）
（略）	（略）
レイシ抽出物（子実体）	レイシ抽出物（子実体）
Carpophore Derived Mannentake Extract （Fruiting body）	Carpophore Derived Mannentake Extract （Fruiting body）
マンネンタケ抽出物（子実体）	マンネンタケ抽出物（子実体）
定　義　本品は、マンネンタケ（*Ganoderma lucidum* Karst.）の子実体から抽出して得られたものである。	定　義　本品は、レイシ抽出物（マンネンタケ（*Ganoderma lucidum* Karst.）の菌糸体若しくは子実体又はその培養液から抽出して得られたものをいう。）のうち、子実体から得られたものである。
（略）	（略）
Ｅ　製造基準	Ｅ　製造基準
添加物一般	添加物一般
１．添加物を製造し、又は加工する場合には、その製造又は加工に必要不可欠な場合以外には、酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、ケイソウ土、二酸化ケイ素、炭酸マグネシウム、パーライト、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石又はゼオライトを使用してはならない。	１．添加物を製造し、又は加工する場合には、その製造又は加工に必要不可欠な場合以外には、酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、ケイソウ土、二酸化ケイ素、炭酸マグネシウム、パーライト、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石、ゼオライト又はひる石を使用してはならない。